

千葉県内の公立博物館の事業における 「学び」の取り組みの現状と課題

— 博物館教室と出前授業を中心として —

高橋 克*

要 約

千葉県内の公立博物館における、教育・普及事業と、生涯学習における積極的な地域の学びの場としての取り組みについて考察するためアンケート調査をおこなった。

結果 67 館中 25 館からの回答を得た。そのデータからは、学芸員の配置は平均 3.7 人ほどであり、教育・普及事業費の学芸部門事業費に占める割合が 10% 以下の館がほとんどであること。そのような状況下で、各館は、博物館教室（各種講座）、講演会、学校や生涯学習施設との出前授業などの連携事業等を実施している。特に地域との連携では、博物館の活動の特色を生かした、公民館と共同の講座や、民間の団体等講座への講師派遣があり、博物館の持つ専門性を前面に出している。そのほかには市史編纂事業の成果還元事業の一環として講演会を開催したり、博物館の学芸員が日頃の調査研究の成果を発表するなど、行政の事業報告の場としての活用もおこなわれている。

これらの教育・普及事業の充実には、予算と人員の確保が重要であり、地元や地域に生涯学習の場として、時には情報の発信源としての博物館の発展には、教育・普及の専門的な学芸員を養成することが急務であろう。

キーワード：博物館教室、出前授業、教育・普及事業、学芸員

1. はじめに

一般に、博物館活動の主体は文化財や美術工芸品の展示活動と思われ、とかく博物館活動は「待ち」の体制に終始しがちと評される。博物館は、展示のみでなく、資料の収集・保管・調査・研究をする機関である。また、生涯学習の場でもあるので、学校や地域の諸機関とも連携を図り、所蔵する資料や調査結果についての情報や研究成果に博物館なりの評価を加えた情報を発信し、入館者のみならず、地域の人々にも公開講座、博物館教室、出前授業などでその教育・普及活動に取り組んでいる。

人生における生涯学習の重要性が認識されてき

2010年11月25日受付

* 江戸川大学 ライフデザイン学科准教授 博物館学、民俗学

た現在、博物館の教育・普及事業が生涯学習の場として見直されはじめている。

ここでは、平成 20 年度に限定した千葉県下の公立博物館園（登録・相当・類似）への学芸業務の予算や博物館教室などの教育・普及事業に関するアンケート調査の結果などから、博物館における教育・普及事業の現在の位置づけ、博物館に期待されている生涯学習における積極的な地域の学びの場としてのありかたについて考えてみたい。^(注1)

2. 博物館の館外活動及び博物館教室等の館内講座に関する調査について

(1) 調査の目的

この調査は、千葉県内の県、市、区、町、村立の博物館園が、常設展や特別展以外に教育・普及事業としてどれだけ館内講座や博物館教室に加え

館外活動をおこなっているかを明確にし、そこに内包する課題とその改善策を考察することを目的とし、登録・相当・類似の別なく千葉県内の県、市、区、町、村立の博物館園に対し、平成20年4月1日から平成21年3月31日の平成20年度という限定した期間についてのアンケートとした。

(2) 調査内容

調査内容は、目的に添って「基礎事項」と「平成20年度の事業」「館外事業についての評価」について以下のようにおこなった。

基礎事項

1. 館園の名称
2. 所在地
3. 電話番号
4. URL
5. 館長氏名（常勤・非常勤、専門分野）
6. 館園の種類
7. 館園の設立テーマ（活動基本方針）
8. 回答者氏名（所属部署、職名、メールアドレス）
9. 学芸部門の構成
 - ア、人員（～名）
 - イ、専門分野（考古1名、美術史1名等）
 - ウ、勤務形態（常勤・非常勤）
10. 直近3カ年の総事業費（単位千円）と年間入館者数（平成18、19、20年度）

平成20年度事業について

11. 学芸部門の年間事業費（人件費以外、千円単位切り捨て）
12. 常設展にかけた費用
13. 企画展にかけた費用
14. 特別展にかけた費用
15. 普及事業にかけた費用
16. 普及事業にかけた費用の内訳
 - ア、博物館教室（各種講座）
 - イ、講演会
 - ウ、学校や生涯学習施設との連携事業（出前授業含む）
 - エ、その他（具体的に）
17. 設問16でお答えいただいた普及事業での取

益額とその処理（一般会計に繰り入れなど、どのように使うか）についてご記入ください。

ア、博物館教室（各種講座）

イ、講演会

ウ、学校や生涯学習施設との連携事業（出前授業含む）

エ、その他

18. 設問16でお答えいただいた普及事業区分ごとのすべての事業ごとの名称、目標、対象、実施内容、準備日数（担当職員数）、実施日数（稼働職員数）、参加者数、参加費、総括をご記入ください。可能であれば、全普及事業の実施要項や配付資料、年報等の掲載記述コピーを添付願います。

館外事業についての評価

19. 普及事業のメリット、デメリット
 20. 今後、普及事業の充実のための課題と将来展望
- 以上である。

(3) 調査結果概要

アンケート送付先77館、内10館がアンケート対象にならないとの回答があり、実質67館がアンケート対象（以後67を基本とする）であった。回答数は25館で、回答率37.3%である。回答率は高くないものの、日常業務を割いて丁寧な回答をいただいた。

回答館の種類別内訳は自然科学系の博物館が3館園、美術系の博物館が2館、歴史、民俗系の博物館が20館である。

これらの博物館の、非常勤の職員も含めた学芸部門の人員を見ると、0人が4館、1人が2館、2人が3館、3人が5館、4人が1館、5人が2館、6人が3館、7人が3館、8人が1館、9人が1館と、1館あたりの平均は3.72人であった。

以上の博物館から、本調査の目的である館内講座や博物館教室や館外での活動といった、いわゆる普及事業に関して「博物館教室（各種講座）、講演会、学校や生涯学習施設との連携事業（出前授業含む）、その他」などの項目についての博物

館活動には資料を添えての回答であった。

回答のあった普及事業数は延べ305事業を数えた。館園によってその規模の大小、多寡はあるものの各館園の特徴を示す事業の数々である。

まず、回答館園全体の普及事業の総事業数305の内訳は、博物館教室（各種講座）177、講演会20、学校や生涯学習施設との連携事業（出前授業含む）94、その他14である。集計した普及事業の半数以上が博物館教室で内容は郷土史関連といった傾向である。さらに普及事業の1/3が学校や生涯学習施設との連携事業であり、普及事業のほとんどがこの二つの事業でしめられていることがわかる。

次に、学芸部門事業費に対する普及事業費の割合（％）であるが、図1にあるように0％＝9館、0～0.9％＝1館、1～1.9％＝5館、2～2.9％＝2館、3～3.9％＝1館、5～5.9％＝2館、8～8.9％＝1館、12～12.9％＝1館、17～17.9％＝1館、19～19.9％＝1館、23～23.9％＝1館となった。最高値の23～23.9％に入った1館は、23％で20年度の決算が終了していないため便宜上19年度の決算額を代入した参考数値の域を出ないものである。それ以外の分布を見ると、大半が10％に達することなく、非常に少ない費用でおこなわれているこ

とがわかる。

また、教育・普及事業のメリットやデメリットとして表1の集計をまとめると、メリットとして、単に展示を見学するだけでなく、様々な体験を通じて身体感覚を生かした能動的な学習が可能となり、理解がより深まる。講演会の実施により、最新・最先端の情報を迅速に来館者に伝えることができる。来館者による体験学習や出前授業の実施を通じて、新たな来館者を開拓するとともに、リピーターの獲得につながるとし、館全体の利用度の向上が図られる。市民の学習機会の増大。市民参加型の博物館運営が図られるとしている。デメリットはないとする館園もあるが、職員の労力の増大を挙げる館があり、参加者固定の傾向に危惧を抱く感もある。予算の減少による学芸員の職務自体の維持の困難さ外部講師の招聘の難しさを挙げる館もある。

図1 学芸部門事業費に対する普及事業費の割合（％）

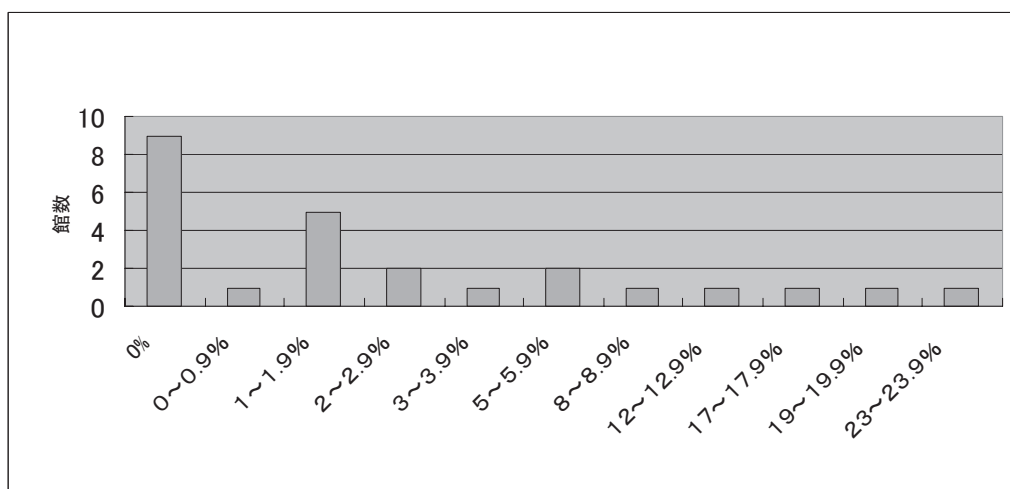


表1

普及事業のメリット・デメリット	メリット	単に展示を見学するだけでなく、様々な体験を通じて身体感覚を生かした能動的な学習が可能となり、理解がより深まる講演会の実施により、最新・最先端の情報を迅速に来館者に伝えることができる来館者による体験学習や出前授業の実施を通じて、新たな来館者を開拓するとともに、リピーターの獲得につながる	
		館全体の利用度の向上が図られる市民の学習機会の増大市民参加型の博物館運営が図られる	
		普及事業を行うことは博物館の使命であり、展示のみでは博物館としての使命を果たしていない	
		利用者に学習の機会を積極的に提供することができる	
		千葉の歴史や文化を理解してもらったり、中世の鎧や着物などの着用体験を通して、歴史に親しんでもらう	
		リピーターが多く継続的に深い学習効果が期待できる	
		利用促進につながる	
		海の自然に関する知識等の普及・啓蒙博物館業務に対する理解を深める	
		観点（指標）が明らかではないのでコメントできない	
		より多くの市民に博物館を利用してもらえる	
		リピーターの増加	
		展示動物を観るだけでなく、来園者が直接参加し、得ることのできるもので満足度を高める	
		本施設は平成18年度より指定管理施設として管理運営されている指定管理者スタッフに学芸員の配置は条件となっており、本施設の管理運営は、文化財としての専門的な面よりも、郷土の歴史・文化の普及啓発としての利用促進に重点が置かれているといえるこの点で、各種普及事業は一定の成果を上げている	
		歴史・自然に・興味・関心をもつ市民が増えつつあることに対応できること最新の調査成果を市民に還元できること館の事業内容をPRできること	
		広く郷土資料館事業について理解を深めていただける	
		体験教室や郷土史講座を実施することにより子どもたちや市民に郷土資料館を身近に感じてもらえる郷土に関心を深めてもらえる	
		館の周知、歴史や伝統技術の理解と経験に寄与	
		市内の歴史や文化を市民に理解してもらえる	
		郷土資料館・文化財センターの存在や活動内容を広く市民にアピールする機会となる	
		職員の労力の増大が懸念されるが、現在のところはない	
		なし	
		デメリット	博物館事業として重要な事業である一方で、その他の事業とのバランスをとることが難しい
			特になし
			世代交代に伴う人の出入りについて、十分対応しきれていない
			古文書講座が主なので、参加者が固定化する傾向がある
			業務量増加に伴い、他の事業を行う時間等が制約されている
			観点（指標）が明らかではないのでコメントできない
収集・保存、調査、研究部門の活動時間、予算の減少			
募集人数・開催日時が限定されること			
事業は来園者の満足度を高めながら、動物の知識等の会得を目指しているため、デメリットはないと考えている			
外部講師を招くための報償者が削減されていることから学芸員がその分を補完せざるを得ず負担が増加していること			
職員2名体制の為、普及事業を行う上で事前準備に関する負担が大きい			
体験教室の場合、まが玉のキット作りが大変なところ（市販のものは高いので職員が購入した素材を加工している）			
講座等はカルチャースクール、工芸教室のように受け止められてしまう			
参加者が限られてしまう（バス・教室のキャパのため）			

メリット、デメリットを挙げた上で、表2のように、今後の課題として、人員と予算の確保を望む声が多く、講座等を行う専用の部屋の確保や、普及事業の実施数の増加。収蔵資料を普及事業に多用し、学校や生涯学習施設と連携を図る必要がある。参加者がいつも同じで限定される可能性を内包していること。

市民や利用者のニーズにあった活動を維持できるかなどを踏まえた展望として、意欲的に歴史や

文化にふれる講義を増やしたいとし、若い人や子どもも参加できる講義を行いたい今後は社会教育事業のみならず、学校教育事業との連携を強化していきたいとしている。そして、市民参加、共同の普及事業を充実させ、学びの機会を拡充させ、ボランティアの導入による普及事業の充実、専門職員数の維持による専門講座などよりレベルの高い普及事業の展開を期したいとしている。

将来的に博物館の活動がより市民の視点に合わ

表 2

課題	体験学習や出前授業を充実させるには、人員の確保が必要となる人員が多ければ、より多くの来館者に対応できる展示室やバックヤード以外のスペースの確保が必要となる来館者に飽きられないよう、常に改善・新規開発していく体制を確立必要がある
	普及事業充実のための予算確保
	予算が財政状況により厳しくなっており、退職職員の補充もままならない
	他機関との連携で行う事業の人的予算的配分
	継続的に行っていくことが博物館の使命であると考えているが、人員や予算削減等博物館を取り巻く環境が厳しくなってくると、現在の事業を見直す必要が生じるまた、多様化する利用者の要望にこたえられる企画を考えていく必要がある
	歴史関係の講演会は多くのニーズがあるが、講座室が狭く、毎回抽選になってしまっている
	メリット、デメリットを勘案して、広く、さらに深く、流動性にも対応するカリキュラムが必要とされる
	新規参加者を増やす
	専門職員の確保、業務量増加に伴う時間の不足
	ターゲット（年代）をどこに置くか（行事の性格付け）、参加希望者が多く、希望者全員を受け入れられない事業があること
	市内の小中学校との連携
	欠員している教育普及担当学芸員の補充
	参加料無料の事業をいかに有料として、来園者の興味・意欲・満足度を高めていけるかという点
	本施設は平成18年度より指定管理施設として管理運営されている指定管理者スタッフに学芸員の配置は条件となっており、郷土の歴史・文化の普及啓発としての利用促進に重点が置かれているといえる
	定年を迎えた人たちと小・中学生それぞれに対応する普及事業を質量とも意用することまた企画展等とマッチしたものをやっていること
	収蔵資料が少ない為、学校側のニーズに必ずしも応えることができない状況にある
	当館の場合、講座等を行う専用の教室（部屋）がないので場所を確保すること
	普及事業の実施数の増加収蔵資料を普及事業に多用する学校や生涯学習施設と連携を図る（社会教育行政上は資料館＝文化財保存施設で生涯学習施設との認識が薄い）
	参加者がいつも同じで限定される
市民や利用者のニーズにあった活動を維持できるかが課題である	
市民参加、共同の普及事業を充実させ、学びの機会を拡充させる	
世界的な不況により今後博物館を取り巻く情勢は厳しくなると思う	
決算書のみで事業費や教育普及費といった項目がなく算出不可能	
現在当館では、校外学習や出前授業で市民学芸員（ボランティア）が活動し、大きな原動力となっているその他の事業についても館にかかわる人々と連携し、地域に根付いた博物館活動を行っていききたい	
H20年度、大学との共催により、多くの方に参加していただくことができた今後、予算の削減等が行われる中で他の機関との共催により事業を充実させていきたい	
努力するしかない	
大多喜町による城郭整備をうけて「城郭探険」などを実施したい	
ボランティアの導入による普及事業の充実、専門職員数の維持による専門講座などよりレベルの高い普及事業の展開	
限られた人材（学芸員）のできる事業が限界に近づいているリピーターが新鮮に感じられるような素材開発	
市民スタッフ（ボランティア）の充実による活動の拡大	
講座・講演会のさらなる充実を図る	
展示動物	
本施設の管理運営は、文化財としての専門的な面よりも、郷土の歴史・文化の普及啓発としての利用促進に重点が置かれているといえるこの点で、各種普及事業は一定の成果を上げており、今後も文化財としての利用の適正を考慮しつつ、幅広いテーマで展開を図る考えである地域の各種団体、教育機関等の連帯による展開も今以上に積極的に進めたい	
博物館施設で行われる様々な文化活動に対する理解を深めていくことができれば展望がひらける	
今後は社会教育事業のみならず、学校教育事業との連携を強化していきたい	
現在の体制では学校等への事前授業が難しいが将来的には行ってみたいと思う	
印旛村の特徴を反映させる子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できる内容とする一般人（高齢者を含む）の技能や特技を活用できる社会貢献の場としての事業展開	
歴史や文化にふれる講義を増やしたい若い人やこどもも参加できる講義を行いたい	
展示事業や普及事業は固定的な考えではなく、柔軟な視点を持って取り組めるようにしたい	

今後の普及事業
 展覧
 せた教育・普及活動にシフトしていくことを予感させる。

(4) 調査結果分析

ここでは、目的である教育普及事業について分析をおこなう。

(ア) 教育・普及事業の実態

調査結果概要で触れたが、教育・普及事業の内容は、博物館教室（各種講座）177、講演会 20、学校や生涯学習施設との連携事業（出前授業含む）94、その他 14 である。

博物館教室は、回答館園のほとんどが歴史、民俗系の博物館ということもあり、郷土史関連の学習講座や現地探訪会、土器やわらじ、草履といった生活器製作から歴史を体験するといったものなどが主要プログラムである。

次に多い学校や生涯学習施設との連携事業（出前授業含む）は、博物館の活動の特色を生かしたもので、小中学校への出前授業や、公民館と共同の講座や、民間の団体等講座への講師派遣があり、博物館の持つ専門性を前面に出した内容が主体である。そのほかには小中学校の教員を対象にした博物館活用講座などがおこなわれており、博学連携への取り組みの前向きさがうかがえる。

次は、講演会である。講演会は、実施館の企画展や特別展にその分野の権威といわれるような専門家の講演をおこなったり、年間テーマを設定して連続講座の形をとったりするものがほとんどで、講師謝礼等で執行されている。また、袖ヶ浦市郷土博物館では、市史編纂事業の成果還元事業の一環として講演会を開催しているし、いくつかの館では、学芸課の学芸員が日頃の調査研究の成果を発表する講師をしているなど、行政の事業報告の場としての博物館の活用もおこなわれている。

最後に、その他の項目のいくつかをあげる。

一茶双樹記念館では、「呈茶」として館の施設を活用し、協力団体による形にこだわらない呈茶を実施している。

千葉市動物公園では、「動物ガイド」「クイズラリー」「骨格標本展示」などで動物に関する知識をつけてもらおうとしている。

松戸市立博物館では、「プレイルーム」を設置し無料で開放している。年齢を問わず、いつまで

も来館者が楽しめる場所として、体験プログラム用意して、縄文時代の布であるアンギン（編布）の製作体験と糸紡ぎ体験を実施している。

我孫子市鳥の博物館では、「JBF（ジャパン・バード・フェスティバル）」は産・学・官が協働で「鳥」テーマに、自然、文化を考える催し。「ミュージアム・コンサート」は博物館施設の多目的利用の一環で、普段博物館に足を運ばない潜在的な来館者層に関心を持ってもらうよう働きかけている。

千葉県立中央博物館分館海の博物館では「バックヤード、タッチプール、みんなで工作海の生き物、海の体験コーナー」として、海の自然について理解を深める館内での体験的な行事を実施している。

千葉市立郷土博物館では、「展示解説ボランティアの育成・活用」として、博物館活動の活性化の一環として、展示解説ボランティアを募集養成し、来館者へのサービス向上を図っている。

木更津市郷土博物館金のすずでは、千葉県歴史教育者協議会研修会に講師を派遣し木更津市、君津市の遺跡見学及び博物館常設展示を解説している。同じく、地区振興協議会の要請に基づき、講師を派遣、地域文化財の解説を実施している。

(イ) 教育・普及事業と学芸員のかかわり

教育・普及事業は、学芸員が担当しておこなう事業である。当然ながら、特別展や企画展に準じた事務職員を含む全館体制でおこなうのである。

では、教育・普及事業にはどれくらいの時間がかけられているのであろうか。準備に要した時間のアンケートでは、無回答の館も多く、回答のあった館の実情は、企画展等の実施内容の一部であることに伴って企画展の準備期間を算入したために多くなったもの以外はほぼ 1 日から 2 日程度であり、担当者 1 名で準備から実施までおこなっており、当日のみ学芸員やボランティア等の応援を仰いでいるという構造が見て取れる。また、準備なしで事業を実施していることになる無回答の館の情報を精査するとポスターや情報発信などがおこなわれ、当日の実施も滞りなく終了している

ことから、教育・普及事業自体がよく実施される内容のため殊更に準備がいらなくて、広報などがシステムティックにおこなわれているからそれを準備ととらえていないか、多くの課員がかかわっているために算定しづらかったからと思われる。

それほどに、教育・普及事業は、学芸員の日常に負っていることの多い事業であるといえる。

3. 課題と提言

(1) 教育・普及事業とは

博物館は、その立地する地域や設立目的に合致する専門分野の調査・研究をおこない、その過程で実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を収集し、保管し、一般公衆に向けて研究成果を反映させた展示活動をする。この展示活動をとおして入館者に様々な情報を提供し学びの場としての博物館が維持される。

さらに博物館の積極的な取り組みとして教育・普及事業がある。展示活動とは違うのであるが、展示活動以上に手間暇をかけて、博物館の持つテーマやその時々話題に関する博物館の立場を主張する事業である。学習の場でありながら、時にはそれが博物館と一般公衆との密接な関わりをきっかけともなる。^(注2)

教育・普及事業は、教育という言葉からもわかるように、これまでは、博物館が一般公衆に博物館の権威ある研究成果などを教えてあげるという図式で考えられていた。しかし、誰もがいつでも学習することが可能な生涯学習社会の現在では博物館は生涯学習の場であり、その事業は、生涯学習の手助けをするものとして認識されている。

教育・普及事業は、博物館による生涯学習支援事業と言っても過言ではなく、一般公衆のニーズと共にその内容の向上が図られるべきものである。

(2) 博物館教室等の意義

教育・普及事業は博物館による一般公衆に対する生涯学習支援事業であることからすれば、実際の博物館教室等のプログラムには今まで以上に明

確な目標設定が必要である。博物館教室等の活動は、その目標に照らし、計画性を持っておこない、その成果を検証してこそ機能を果たしたことになる。

博物館の使命や地域全体やそこに生活する人々の将来像を明確に持つことなくしては教育・普及事業の立案はあり得ないし、博物館そのものの存在も否定される。したがって、博物館教室等の教育・普及事業は、博物館の姿勢を表明することにもなるのである。

博物館教室等は、単なる入館者集めの手段ではなく、生涯学習社会において博物館の持続的で発展的な活動に不可欠のものであり、地域に根ざした博物館の使命でもある。

(3) アンケート調査からの課題とそれに対する提言

今回のアンケート調査のデメリット（表1）から得られた、教育・普及事業は予算が少ないといった予算確保の問題。準備から実施までを担当する学芸員の人数が少なく、必然的に一人あたりの仕事量が多いといった人員確保の2点の課題について考えてみたい。

まず、予算確保の問題であるが、これは博物館の持つ将来像がどうなっているかによっても差が出る場所である。アンケートのメリット欄（表1）にあるように、教育・普及事業は入館者獲得につながることから考えれば、教育・普及事業にシフトした人員を確保することによって入館者の確保が現実性を増すことになるので、ここに予算を厚くしないことは自らの可能性を捨てることになる。ということは、教育・普及事業の充実には、予算と人員の確保が連動することが重要になる。

では、具体的にどのような方策が考えられるのか。

課題と展望（表2）に見られるように、博物館の使命である教育・普及事業である体験学習や出前授業を充実させるには、継続的に行っていくことが重要である。教育・普及事業は、多様化する利用者の要望にこたえられる企画を考えていくことと現在の事業の見直しとグレードアップが求め

られる。

そのためには、学芸員の人員の確保はいうまでもないことであるが、それによって得られる学芸員自身の、研究分野での活動や将来展望やや新規事業への思索の時間の確保と、クリエイター的な豊かな発想が求められる。

また物理的な面からは、より多くの来館者に対応できる講義室や展示室などの教育・普及事業で使えるスペースの確保が必要となる。

さらに、リピーターとして固定化していく教育・普及事業への参加者を増やすために、学芸員の発想の刺激や専門外活動範囲の広範化のためにも地域の学校や機関との連携で行う事業を取り入れることが必要である。大学などの機関との共催事業の実施。市民参加、協働の教育・普及事業を充実させ、学びの機会を拡充させるのである。

現在では、校外学習や出前授業で市民ボランティアが活動するようになってきている。その他の事業についても館にかかわる人々と連携し、地域に根付いた博物館活動を行なえるようになってきている。

これらのように教育・普及事業だけでも多様化してきている現状を改善するには、学芸員の職分の分化が考えられる。わが国には、博物館の専門的職員は学芸員しか規定されていないが、欧米では、大きく分けると、調査研究に特化した学芸員のキュレーターと教育・普及に特化した学芸員のエデュケーターというように、それぞれが専門性を持った学芸員として補完試合ながら博物館で活動している。この例から、わが国の学芸員も、教育・普及に特化した学芸員を「教育学芸員」というような名称で法的に設置し、博物館での常駐を規定することで対応できるのではないか。法で規定することによって、公立博物館は遵法の義務から人員は確保できるし、人件費も確保できる。法律で規定しない場合は、学芸員を増やして分掌というかたちで職分を分け、対応すれば教育・普及専門の学芸員のいる博物館になれる。

すなわち、職員増は、アイデアやサービスの向上を生み、人件費に見合った入館者増につながる。学芸員の職掌分化が法的に規定されるまで

は、できるだけ職員増を求め、内部の分掌として職分を分けることにより対応すべきであるとの認識を広めることに取り組んでもらいたい。

4. おわりに

これまでの博物館は、地方公共団体がその文化度の高さを証明する上で、その存在自体が価値を持っていた。しかし、近年の社会構造変化の中、博物館はその立地する地域社会にどのような貢献ができるか、地元や地域からいかに理解され支援を受けられるかが存在の価値になってきている。

教育・普及事業の充実には、予算と人員の確保が連動することが博物館の発展に重要になることを認識した上で、教育・普及の専門的な学芸員を養成することが急務であろう。

地元や地域に生涯学習の場として、時には情報の発信源としての存在を主張し続けることで、博物館を取り巻く世界が広がっていくと思われる。それは、今後一層の発展が期待される分野である教育・普及事業が様々な事業を実施し、評価検証しながらさらにより良い生涯学習の環境作りのために担っていくべき事柄である。

謝辞

今回のアンケート調査にあたっては、回答館園の関係者に多大なるご協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

付記

本稿は、平成21年度江戸川大学共同研究の助成を受けて行われた研究によりました。記して謝します。

《注》

1. 「博物館」と「博物館園（館園とも表記）」の用い方であるが、日本では、昭和26年（1951）12月1日制定の博物館法第1章第2条で『この法律において「博物館」とは歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮のもとに一般の公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資す

るために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関』であると規定しており、「育成を含む。」という表記から動植物を扱う動物園、植物園、水族館も博物館に含まれると解釈されている。

また、昭和35年(1960)12月4日の第11回ユネスコ総会採択の「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」のI. 定義の1項に『本勧告の趣旨にかんがみ、「博物館」とは、各種方法により、文化評価を有する一群の物品ならびに標本を維持・研究かつ充実することを特にこれらを大衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし、全般的利益のために管理される恒久施設、即ち、美術的・歴史的・科学的・及び工芸的収集、植物園、動物園ならびに水族館を意味するものとする。』と定義している。

さらに、社会教育審議会から昭和46年(1971)4月30日付けで答申された「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の、第2部社会教育振興の方向、4社会教育に関する施設、(2)社会的条件の変化と施設、イ施設別の課題、の(ウ)に「博物館は、美術館、歴史館、科学館、産業館、動物園、植物園、水族館等の名称を問わず、それぞれ実物・模型の資料を一般公衆の利用に供したり、その資料に関する調査研究を行う」ものとその定義に触れている。

加えて、博物館及び博物館専門職の国際非政府機関である国際博物館会議(ICOM)は、平成元年(1989)9月5日のオランダ・ハーグでの第16回会議で採択した規約の第2条 定義の1. の(b)の(ii)で『植物、動物の生物標本を収集・展示する機関、すなわち植物園、動物園、水族館、ビバリアなど』を博物館と見なすとしている。

以上から、「博物館園」「館園」という表現は殊更に用いなくてもいいのであるが、今回は、アンケートの対象館に動物園が入っていることから、アンケートに関連する事項の場合は、あえて「博物館園」「館園」という表現を用いた。そのほか全般的な意味で用いる場合は、「博物館」と表記した。

2. 博物館の事業を規定した、博物館法第三条の一項六、七、八、九号に

- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 九 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

とあり、さらに同条二項には、

- 2 博物館は、その事業を行うに当たっては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

と、学校教育の援助ということもあげられている。

参考文献

- 加藤有次著『博物館学序論』雄山閣出版 1877
 加藤有次・椎名仙卓編『博物館ハンドブック』雄山閣出版 2001
 水藤 真著『考える博物館－新しい博物館学の模索』山川出版社 1998
 倉田公裕著『博物館学』東京堂出版昭和1979
 大堀 哲編著『博物館学教程』東京堂出版、1997
 佐々木秀彦 2008 「館外活動再考 その活動は本当にするべきか?－自己点検と成果の検証－」『MUSEUM ちば』第39号 千葉県博物館協会
 岩崎誠司 2008 「博物館の館外活動を考える」『MUSEUM ちば』第39号 千葉県博物館協会
 平塚幸人 2009 「体験活動事業の実践を通して」『博物館研究』Vol.44 No.10 通巻496号 日本博物館協会
 文部科学省国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター『平成19年度 博物館に関する基礎資料』2008